

## 広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱

### (通則)

第1条 医療介護総合確保促進法第4条に基づく広島県計画に定める事業のうち、広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用して行われる事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

### (事業内容)

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とする。

#### 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

##### (1) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

###### ア 目的

この事業は、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的とする。

###### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院又は有床診療所とする。

###### ウ 事業内容

###### (ア) 回復期病床への転換に係る事業

回復期以外の病棟(室)を地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料を算定する病棟(室)へ転換(事業を実施する施設において10床以上の病床転換を伴うものに限る。)する際に必要となる施設・設備整備に対する支援を行う。

なお、この事業を実施する施設については、病床機能報告において、整備後に「回復期病床」と報告することとする。

###### (イ) 医療機関の事業縮小に係る事業

各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の取組に対する支援を行う。

- a 不要となった病棟(室)等を他の用途へ変更(機能転換を除く)する際に必要な施設整備
- b 不要となった建物・医療機器の処分
- c 職員の早期退職に要する経費

###### (ウ) 複数医療機関間の連携による病床再編事業

複数医療機関間で合意した再編計画(計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の取組に対する支援を行う。

- a 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b 地域の医療提供体制を維持するために必要となる施設整備
- c 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分及び医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)
- d 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

###### エ 留意事項

補助事業者が次の事項に該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ただし、知事の承認を受けた場合はその限りでない。

(ア) ウ（ア）に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により整備した回復期病床をそれ以外の病床に変更又は削減した場合

(イ) ウ（イ）に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により削減した病床機能を増床した場合

(ウ) ウ（ウ）に掲げる事業を実施する補助事業者が、事業完了の日の属する年度の終了後 10 年以内に当該事業により整備した再編計画を変更した場合

オ その他

(ア) ウに掲げる事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要である。

(イ) ウに掲げる事業を実施するに当たり、補助事業者は実施年度までの直近 5 年間にわたり継続して、医療法第 30 条の 13 に基づく知事への報告を行っていることが必要である。

## (2) ひろしま医療情報ネットワーク整備事業

ア 目的

この事業は、「ひろしま医療情報ネットワーク」を整備することにより、全県で地域医療連携を推進するとともに、ICT を活用した在宅医療・介護ネットワークを整備することにより、効率的な医療・介護連携体制を構築することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会、地区医師会及び医療機関とする。

ウ 事業内容

地域の医療機関の連携を促進するため、医療情報を効率的に共有することを目的とした「ひろしま医療情報ネットワーク」の整備に向けたネットワーク基盤の構築及び ICT を活用した在宅医療・介護ネットワーク等の医療・介護情報連携体制の構築を行う。

## 2 居宅等における医療の提供に関する事業

### (1) ひろしまDMステーション発・啓発分析等事業

ア 目的

この事業は、高齢化とともに増加する糖尿病患者が、どこに住んでいても安心して適切な治療が受けられるよう、糖尿病診療に係る医療連携体制の基盤を整え、糖尿病患者の生活の質を向上させるとともに、合併症である糖尿病性腎症の重症化を予防することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島大学とする。

ウ 事業内容

(ア) 糖尿病診療に係る医療連携体制の強化

a 地域における医療資源や課題等を把握し、圏域毎の糖尿病診療拠点・中核病院を中心とした連携体制の強化に向けた検討、協議を行う。

b 各地域の診療所等との連携強化や糖尿病診療に係るチーム医療の推進等を目的とした研修会等を実施する。

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果検証

a 各市町保険者において実施されている糖尿病性腎症重症化予防事業について、各種

データを包括的に分析し、事業の効果を明確にする。

- b 県内市町への展開を見据え、モデル的に介入する市町を定め、モデル市において関係者との協議を重ねることで、分析標準フォーマットを作成する。

## (2) 在宅歯科診療設備整備事業

### ア 在宅歯科診療設備整備事業

#### (ア) 目的

この事業は、主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

#### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院もしくは診療所、または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。なお、歯科関係者講習会実施要綱（平成20年4月3日医政発第0403017号）により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」を終了した歯科医師（研修歯科医を除く。）が常に勤務していることとする。

#### (ウ) 事業内容

「広島県在宅歯科診療設備整備事業実施要項」（平成22年6月7日施行）に基づき、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等の購入に係る初年度経費を補助する。

### イ 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業

#### (ア) 目的

この事業は、主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

#### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院もしくは診療所、または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

#### (ウ) 事業内容

在宅歯科診療を実施している、あるいは今後実施予定である歯科診療所等が口腔ケア及び在宅介護者への歯科口腔保健の知識や技術の指導を実施するために必要な医療機器等の設備整備費を補助する。

## (3) 歯科衛生士修学支援事業

### ア 目的

この事業は、就業歯科衛生士の地域偏在の解消を図り、在宅歯科診療をはじめとした地域の歯科診療提供体制を充実させることを目的とする。

### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会とする。

### ウ 事業内容

(ア) 中山間地域等の就業歯科衛生士が不足している市町の歯科診療所に就業を希望する県内の歯科衛生士養成校の学生に対し、修学支援金を貸与する。

(イ) 修学支援金貸与事務に係る運営会議の開催、対象学生の選考試験、制度の広報等を実施

する。

#### (4) 医療介護情報連携推進事業

##### ア 目的

この事業は、在宅医療介護連携の推進に係る事項について、各地域の在宅医療介護に関係する各関係機関に対して調査を行い、在宅医療介護現場における情報連携に関する現状、課題を把握し、課題に対するICTを活用した情報連携ツールを普及・促進することにより、在宅医療介護の質の向上及び従事者の負担軽減を図ることを目的とする。

##### イ 事業実施主体

この事業の実施主体は、県医師会とする。

##### ウ 事業内容

- (ア) 各地域の在宅医療介護現場における情報連携に関する現状・課題及び情報連携ツールの利用状況を把握することを目的とした調査を実施する。
- (イ) 調査等から把握した在宅医療介護現場における情報連携ツールの好事例等について各地域の在宅医療介護に関係する各関係機関へ情報共有を行うとともに、情報連携ツールの普及・促進を図る。
- (ウ) 地域医療ネットワークと在宅医療介護現場における情報連携ツールとの連携について検討し、在宅医療介護現場における活用を図る。

### 3 介護施設等の整備に関する事業

#### (1) 介護施設等整備事業

##### ア 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

##### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

##### ウ 事業内容

地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和6年10月8日一部改正、厚生労働省老発1008第1号）の別記1（介護施設等の整備に関する事業）に基づき、次に掲げる事業を実施する。

##### (ア) 地域密着型サービス等整備等助成事業

- a 地域密着型サービス等整備助成事業
- b 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- c 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業
- d 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業
- e 公用地を活用した老朽化介護施設等の建て替え等促進のための代替施設整備事業
- f 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業
- g 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング実施事業
- h 介護施設等の集約・再編実施事業

- (イ) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
  - a 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
  - b 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業
  - c 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業
- (ウ) 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- (エ) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
  - a 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業
  - b 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
  - c 介護施設等における看取り環境整備推進事業
  - d 共生型サービス事業所の整備推進事業
- (オ) 民有地マッチング事業
  - a 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援
  - b 整備候補地等の確保支援
  - c 地域連携コーディネーターの配置支援
- (カ) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
  - a 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
  - b 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
  - c 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
- (キ) 介護職員の宿舍施設整備事業

#### 4 医療従事者の確保に関する事業

##### (1) 産科医等確保支援事業

###### ア 産科医等確保支援事業

###### (ア) 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医師等に対し分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

###### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県、市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他知事が認める者とする。

###### (ウ) 事業内容

「産科医等確保支援事業実施要綱」（平成26年12月17日施行）及び「産科医等確保支援事業補助金実施要綱」（令和26年12月17日施行）に基づき、産科医等に各種手当を支給する経費を補助する。

- a 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給する。

b 産科医等育成支援事業

臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給する。

イ 新生児医療担当医確保支援事業

(ア) 目的

この事業は、医療機関における NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当医手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県、市町、公的団体及び知事が適当と認めるものを対象とする。

(ウ) 事業内容

新生児医療を担当する医師に対し、新生児担当医手当等を支給する。

(2) 女性医師等就労環境整備事業

ア 女性医師等就労環境整備事業

(ア) 目的

この事業は、医療機関が短時間正規雇用制度若しくは復職支援や離職防止策を強化することにより、女性医師等の離職防止、復職の促進を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及びその他知事が認める者とする。

(ウ) 事業内容

「女性医師等就労環境整備事業補助金交付要綱」（令和4年9月21日施行）に基づき、次に掲げる事業を実施する。

- a 女性医師等短時間正規雇用導入支援事業
- b ベビーシッター等活用支援事業
- c 宿直等代替職員活用支援事業

イ 女性医師等復職支援事業

(ア) 目的

この事業は、医療機関が育児等のために離職した女性医師等を対象とした復職研修の実施により、女性医師等の再就業の促進を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及びその他知事が認める者とする。

(ウ) 事業内容

「女性医師等復職研修支援事業補助金交付要綱」（令和4年9月21日施行）に基づき、育児等のために離職した女性医師等を対象として、指導医のもとで復職研修を実施する。

ウ 保育サポーターバンク事業

(ア) 目的

この事業は、出産や育児中の女性医師等が就業を継続するために必要な支援を行うために、相談員を配置し、ニーズに応じた支援を行う人材の確保等を行うなどの体制を整備す

ることにより、女性医師等の育児による離職防止を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会とする。

(ウ) 事業内容

- a 相談員を配置し、女性医師等からの保育ニーズ等に関する相談に応じるとともに、ニーズに応じた支援策を検討し、支援を行う者（以下「保育サポーター」という。）とのマッチングにより、派遣・調整を行う。
- b 女性医師等のニーズに対応するため、より多くの保育サポーターを確保するための広報活動等を行うとともに、支援を必要とする女性医師等の利用が促進されるよう、事業の普及・啓発を行う。
- c 女性医師等や保育サポーターが安心して利用ができるよう、保育サポーターに対する研修等を実施し、質の確保を図る。
- d この事業の適切な運営を図るため、協議の場を設け、定期的に事業の検証を行う。

(3) 小児救急医療確保対策事業

ア 目的

この事業は、小児科医等を配置することで、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整えることにより、24時間（365日）の小児救急医療体制を確保し、安心できる医療サービスを県民に提供することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町及び医療機関とする。

ウ 事業内容

(ア) 小児救急医療支援事業

休日・夜間の当番医に小児科医が当直し、小児救急患者の受入を行う病院を補助する市町を支援する。

(イ) 小児救急医療拠点病院運営事業

休日・夜間の小児重症救急患者の医療を確保するため、365日24時間体制で受入を行う病院を支援する。

(4) 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業

ア 目的

この事業は、高齢者人口が増大する2025年に備え、診療体制を維持するため、中山間地域に勤務する若手・中堅医師が研鑽・活躍できる仕組みづくりを行い、医師の地域偏在の解消を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内のへき地医療拠点病院、へき地医療支援病院及びへき地医療拠点病院が参加する医療関係団体とする。

ウ 事業内容

(ア) 医師の研修研鑽支援

過疎地域で従事する医師等を対象とした研修事業等（研修の企画・開催、地域外研修への参加支援、へき地診療所への数か月ローテーション等）の実施や研修等参加のための代診医派遣を行う。

(イ) 地域内での医師確保支援

不足診療科への定期的医師派遣や、病気等（研修目的を除く。）に対応するための代診医派遣等を行う。

(ウ) 広域的人材育成・活躍支援体制の整備

実施医療機関において、研修会開催や医師派遣等の要望を調整するための指導医師（兼任）及び事務職員を配置し、全体調整を行うとともに、関係者会議を開催する。

(5) 総合診療専門医確保・育成事業

ア 目的

この事業は、若手医師が総合診療医として働き、成長するのに最適な環境を構築し、これを発信することで総合診療専門医の集積を図るとともに、総合診療専門医を継続的に確保・育成するために県内指導体制を強化することを目的とする。

イ 事業実施主体

この事業の実施主体は、県、総合診療科を設置または設置を検討する臨床研修病院及び総合診療専門医研修プログラム基幹施設とする。

ウ 事業内容

(ア) 医師や医学生を対象とした総合診療医のロールモデルの紹介等や、県内の指導医同士の意見交換会等を実施する。

(イ) 総合診療専門医の指導体制について、先進的な取組をしている医療機関を視察する。（先進地視察に伴い必要が生じる代診医の配置を含む）

(ウ) 総合診療専門医の指導医の研鑽に資する書籍等を購入する。

(6) 看護職員の資質向上支援事業

ア 目的

この事業は、病院、診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護職員を、特定行為指定研修機関及び認定看護師教育機関へ派遣するために要する経費の一部を補助することにより、看護職員の資質向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内の病院、診療所又は訪問看護ステーションとする。

ウ 事業内容

「看護職員の資質向上支援事業補助金交付要綱」（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づき、補助金を交付する。

(7) 看護職員キャリア支援事業（新人看護職員研修事業）

ア 目的

この事業は、新人看護職員（免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう（以下、「新人看護職員」という。））が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、新人看護職員研修事業を実施する病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する病院等をいう）の開設者とする。

ウ 事業内容

「広島県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱」（平成 22 年 6 月 7 日施行）に基づき、補助金を交付する。

## (8) 院内保育所支援事業

### ア 院内保育所施設整備事業

#### (ア) 目的

この事業は、医療機関等で働く看護職員が子供を預けることのできる病院内保育所の施設を整備し、子供がいても働くことができる環境を整備することによる看護職員の確保、離職防止等を目的とする。

#### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、日本赤十字社、社会福祉法人、広島県厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人等とする。

#### (ウ) 事業内容

看護職員が利用できる病院内保育所の施設を整備する。

### イ 院内保育事業運営費補助金

#### (ア) 目的

この事業は、医療機関等で働く看護職員が子供を預けることのできる病院内保育所を運営し、子供がいても働くことができる環境を整備することによる看護職員の確保、離職防止等を目的とする。

#### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会、社会福祉法人、厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、独立行政法人等とする。

#### (ウ) 事業内容

「院内保育事業運営費補助金交付要綱」(昭和50年1月18日施行)に基づき、医療機関等が開設する院内保育所の運営費を補助する。

## (9) 看護学校教育環境整備事業

### ア 目的

この事業は、看護師等養成所の養成数や実習施設等の確保の推進に係る事項について、地域の実情に応じた検討及び協議を行うとともに、看護師等養成所の新築、増改築及び改修に必要な施設整備、看護職員の養成に必要な設備整備を促進し、教育環境を改善することにより、看護職員の養成数の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町、医師会及び看護師等養成所とする。

### ウ 事業内容

(ア) 看護師等養成所の教育環境の整備を目的とした新築、増改築及び改修工事を行う。

(イ) 看護師等養成所の教育環境整備を目的とした設備整備を行う。

(ウ) (ア) 及び (イ) を対象とする補助事業を実施する市町に補助金を交付し、施設整備、設備整備の促進を図る。

(エ) 看護師等養成所の養成数や実習施設等の確保の推進に係る事項について、地域の関係機関等で構成される検討会議等により検討、協議、その他必要な事業を行う。

(10) 看護師勤務環境改善施設整備事業

ア 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等、看護職員が働きやすい合理的な病棟づくり等勤務環境改善整備を行うことにより、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、医療法人、民法法人、個人、その他知事が適当と認める者とする。

ウ 事業内容

次の（ア）、（イ）を満たす場合で、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等必要な施設整備に対し補助する。

（ア）看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院

（イ）院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

(11) 高度リハビリテーション人材育成事業

ア 目的

この事業は、地域包括ケアシステムの推進のため、高度リハビリテーション専門職の継続的な育成及び医療介護リハビリテーションの連携体制の構築を目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島大学とする。

ウ 事業内容

（ア）広島県高度医療リハビリテーション人材育成センターを設置し、リハビリテーションに係る人材育成やデータベース構築等の事業を実施する。

（イ）医療リハビリテーションの質向上及び人材確保の支援を目的として、各医療機関や関係団体、教育機関等と連携し、医療リハビリテーション支援体制を構築する。

(12) 歯科衛生士就業継続等支援事業

ア 目的

この事業は、復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を図ることにより、就業歯科衛生士を確保するとともに、地域偏在の解消にも繋げることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島大学歯学部歯科衛生士教育研修センターとする。

ウ 事業内容

（ア）歯科衛生士の復職支援と離職防止に向けた就業相談窓口の新規設置・運営を行う。

（イ）歯科衛生士の復職と就業継続に向けた研修を実施する。

（ウ）歯科衛生士の人材育成指導やキャリアアップに向けた研修を実施する。

(13) 薬剤師確保事業

ア 目的

この事業は、病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの地域の需要を満たす薬剤師数の確保に取

り組むことにより、薬剤師偏在を解消し医薬品提供体制を確立することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県薬剤師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 病院や薬局の要望をマッチングし、病院間及び薬局・病院間の薬剤師出向や研修実施を促進するコントロールタワーの運営を補助する。

(イ) 関係団体で構成する協議体でマッチングの実施評価を行う協議会を開催する。

(14) 看護師宿舎施設整備事業

ア 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、医療法人、民法法人、個人、その他知事が適当と認める者とする。

ウ 事業内容

次の（ア）、（イ）を満たす場合で、個室を完備した看護師宿舎整備に対し補助する。

(ア) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院

(イ) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

5 介護従事者の確保に関する事業

(1) 福祉・介護現場のイメージ改善・理解促進事業

ア 福祉・介護のイベントの開催事業

(ア) 目的

この事業は、福祉・介護への関心を高め、福祉・介護職のイメージアップを図り、社会全体で支える意識を醸成することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人福祉施設連盟とする。

(ウ) 事業内容

県民が福祉・介護を身近に感じ、当事者としての意識を深められるような啓発イベントを通じて、福祉・介護職の魅力発信を行う。

イ 理解促進事業（学校訪問・出前講座）

(ア) 目的

この事業は、学生（小学生・中学生・高校生・大学生）や教員・家族等への福祉・介護への関心や理解を深めるとともに、将来的な担い手の確保につなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

県内の学校（小学校・中学校・高等学校・大学等）を訪問し、福祉・介護の魅力を伝える講座や体験授業を行い、理解を促進する。

ウ 福祉・介護の職場体験事業

(ア) 目的

この事業は、福祉・介護のイベントや出前講座などを通じて、福祉・介護の仕事に興味・関心を抱いた層に対し、実際に介護現場で働く職場体験を実施し、介護職の理解を深め、職業選択の一つとしてもらうことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人福祉施設連盟とする。

(ウ) 事業内容

高校生・大学生や就職を考えている社会人等を対象に、県内（広島市以外）の特別養護老人ホームや訪問介護の居宅を訪問し、職場体験を実施することで、介護職への理解を促進する。

(2) 福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業

ア 介護職場復帰を希望する介護福祉士の再就職支援実施事業

(ア) 目的

この事業は、介護職の経験のある介護福祉士の掘り起しと再就職を支援するため、就業のブランクにより生じる介護技術に対する不安感の解消や働き方など本人の希望に適した事業所の情報提供等を行い、就業に結び付けることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、介護労働安定センター広島支部とする。

イ 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会運営事業

(ア) 目的

この事業は、平成24年度に設置した協議会がこれまで実施してきた福祉・介護人材確保・育成・定着に係る事業等のノウハウを活用して、コーディネート役を果たすとともに、事業全般を推進し、取組みを強化することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

行政や福祉・介護関係団体等で構成する協議会、部会、ワーキング会議等の運営及び福祉・介護人材の確保・育成・定着に係る事業の企画・開催に向けた支援を行う。

ウ 市町介護人材確保基盤整備事業

(ア) 目的

この事業は、各市町域で設置する介護人材確保に係る協議・連携組織の取組を支援することで、地域の実情に応じた効果的な介護人材確保等対策を促進することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会及び市町とする。

(ウ) 事業内容

各市町・圏域で設置する福祉・介護人材に係る協議・連携組織の取組の支援等を行う。

エ 介護助手等普及推進事業

(ア) 目的

この事業は、介護助手等希望者の掘り起こし及び介護事業所への導入を促進させ、広島県社会福祉人材育成センターの各地町における活動を強化することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

広島県社会福祉人材育成センターに「介護助手等普及推進員」を配置し、市町や市町社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こし及び介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、県社会福祉人材育成センターの各地域における活動を強化する。

オ 外国人介護人材確保・定着支援事業

(ア) 目的

この事業は、外国人介護人材の受入を促進し、定着及び資質向上を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医療福祉人材協会とする。

(ウ) 事業内容

外国人介護人材について、関係団体や既に受け入れを行っている施設・事業所に制度説明や受入に対するノウハウを共有する研修会及び相談会を開催する。

また、県内の外国人介護従事者及びその指導職員を対象に、受験対策及び資質向上を図るための研修を実施する。

(3) 福祉・介護人材の資質向上支援事業

ア 介護技術向上研修事業

(ア) 目的

この事業は、「本人の視点に基づく介護技術ハンドブック」を活用し、新任介護職員の基礎的な技術の向上と指導的介護職員の指導方法の均質化を図り、介護職員の資質向上と施設・事業所への定着を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

「本人の視点に基づく介護技術ハンドブック」を活用した研修を各地域で開催する。

施設・事業所の新任職員及び指導者のペア研修を行うことで、未経験者の技術習得だけでなく指導技術のレベルアップと現場への浸透を図る。

イ 認知症高齢者の虐待防止研修及び相談会事業

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所従事者における認知症高齢者の虐待防止等に関する資質向上等を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

市町と連携し、施設・事業所に所属する介護職員を対象に、認知症介護に係る知識及び認知症高齢者の虐待防止に関する研修会（講義及び実技指導）と相談会を開催する。

ウ 介護職員新任基礎研修事業（小規模事業所）

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所における新人職員の資質向上及び離職防止等を図

ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に所属する新任介護職員（介護実務経験おおむね3年未満）を対象に、介護職員としての基本知識と技術の修得及びネットワーク構築を支援するため、県内6地域で研修会を開催する。

エ 介護職員中堅職員等研修事業（小規模事業所）

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所における中堅職員等の資質向上及びモチベーションアップ等を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に所属する中堅介護職員（介護経験おおむね3年以上）を対象に、中堅職員等の資質向上及びネットワーク構築を支援するため、県内4地域で研修会を開催する。

オ 小規模事業所介護人材育成事業（出前研修支援）

(ア) 目的

この事業は、小規模事業所の個別課題に応じた技術指導、技術セミナー等の研修開催を支援し、介護人材の資質の向上と定着を目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に講師（介護福祉士等専門職）が出向き、各事業所での介護技術の指導等、資質の向上のための研修会（出前講座）の開催を支援する。

カ 認知症ケア向上のための研修事業

(ア) 目的

この事業は、現状に沿った認知症のケア方法や知識等を習得すること目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、認知症グループホーム協会とする。

(ウ) 事業内容

県内のグループホーム入居者等を対象に調査・分析を行い、現状に即した認知症ケアの研修を実施する。

(4) ケアマネジメント機能強化事業

ア 目的

この事業は、介護保険制度におけるケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う介護支援専門員の養成・資質向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護支援専門員協会、県社会福祉協議会、及び市町とする。

ウ 事業内容

(ア) 介護支援専門員の養成・人材確保のための研修の実施

法定研修指導者・ファシリテーター養成研修の実施（対象：主任介護支援専門員等）

実習指導者養成研修の実施（対象：主任介護支援専門員）

介護支援専門員資質向上研修の実施（対象：介護支援専門員）

受験対策講座の実施（対象：介護支援専門員実務研修受講試験受験予定者）

(イ) 介護支援専門員の専門性強化のための事業の実施

研修向上委員会の運営

地域ブロックを活用した専門性強化事業の実施

先進事例を学ぶシンポジウムの開催

(ウ) (ア) 及び (イ) の業務をオンラインで実施するに当たって必要になる環境の整備

(エ) 新たなケアプラン策定手法の構築

新手法による効率的なケアプラン作成モデル事業を実施し、効果等を検証する。

(5) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業

ア 目的

この事業は、在宅医療に参画し、災害時にも多職種連携ができる薬剤師を増やし、薬剤師による在宅医療の量と質を向上させ、在宅医療体制を充実させることを目的とする。

イ 事業実施主体

この事業の実施主体は、県薬剤師会とする。

ウ 事業内容

薬局や介護職等から薬局との連携に関する課題を調査・検討し、地域の薬局と介護職等を対象とした研修を実施するとともに、災害時に多職種と連携して活動できる薬剤師の育成研修を実施する。

(6) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業

ア 目的

この事業は、要介護者等へ質の高い在宅歯科医療の提供等を行うことができる歯科医師・歯科衛生士の育成を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会、県歯科衛生士会及び広島大学とする。

ウ 事業内容

(ア) 要介護者など特別な配慮が必要な者への歯科診療等を行う歯科医師・歯科衛生士に対し、高度な技術を必要とする歯科医療、口腔機能維持・向上のための口腔ケア等に関する研修を実施する。

(イ) 訪問歯科診療等に対応できる歯科衛生士の実態を把握し、人材を確保・育成するための研修プログラムを検討・実施する。

(ウ) 在宅及び施設において口腔健康管理に対応できる歯科衛生士を育成するための教育プログラムを構築・展開する。

(7) 認知症医療・介護研修事業

ア 目的

この事業は、認知症高齢者に対して状態に応じた適切な医療・介護サービスを提供するために必要な対応力の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

## ウ 事業内容

(ア) 医療従事者等に対し、認知症の基本的知識等の取得及び認知症の人への対応力向上を目的とした研修を実施する。

(イ) 高齢者介護実務者等に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施する。また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施する。

### (8) 訪問看護の機能強化事業

#### ア 目的

この事業は、県内の訪問看護の機能を強化し、地域包括ケアの中心的な役割を担う訪問看護ステーション及び訪問看護人材の育成を促進するとともに、県内全域に必要な訪問看護が提供できる体制を確保し、在宅医療体制の充実を図ることを目的とする。

#### イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県看護協会及び県訪問看護ステーション協議会とする。

## ウ 事業内容

(ア) 訪問看護の機能強化に係る全体検討会及び専門部会の開催

(イ) 連携窓口の設置及び連携窓口を活用した多職種連携等の促進

(ウ) 訪問看護師の生涯教育体系に基づく養成・専門研修の開催

(エ) 訪問看護事業所と医療機関等との連携促進のための相互交流派遣研修等の実施

(オ) その他訪問看護の機能強化に必要な事業

### (9) 権利擁護人材の担い手養成・確保事業

#### ア 生活支援員等養成等事業

##### (ア) 目的

この事業は、権利擁護を必要とする高齢者等に対して必要な支援（福祉サービス利用援助、成年後見制度（法人後見）（以下、「福祉サービス利用援助事業等」という。)) が受けられるよう普及啓発を図るとともに、その支援を行う福祉サービス利用援助事業等の生活支援員や法人後見の担い手（法人後見支援員を含む）（以下、「生活支援員等」という。）を養成・確保し、支援することを目的とする。

##### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会とする。

##### (ウ) 事業内容

権利擁護としての福祉サービス利用援助事業等の普及啓発を行うとともに、生活支援員等を行政及び関係機関等と連携し、養成・確保、支援する。

#### イ 市民後見人養成等事業

##### (ア) 目的

この事業は、権利擁護を必要とする高齢者等に対して必要な支援（成年後見制度（市民後見））が受けられるよう、その支援を行う市民後見人を養成・確保し、支援することを目的とする。

##### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

##### (ウ) 事業内容

市民後見人の養成研修と養成研修後のフォローアップを含めた研修等のサポート体制

の構築を行う。

ウ 介護相談員育成に係る研修支援事業

(ア) 目的

この事業は、介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

(ウ) 事業内容

公益団体が実施する次の研修費用を助成する。

- a 介護サービス相談員になるために義務付けられている研修
- b 養成研修修了者を対象とする研修（最新の介護保険情報や必要な知識、技術の習得を図り、介護サービス相談員としての資質の向上を図るための研修
- c 現任研修Ⅰ修了者を対象とする研修
- d 市町の介護サービス相談員派遣等事業担当者を対象とする研修

(10) 福祉・介護現場の職場改善事業

ア 人材マネジメントスキル向上事業

(ア) 目的

この事業は、魅力ある職場づくりを促進し、離職率の低下等につなげるため、施設・事業所の管理者等のマネジメント力の向上を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

事業所の経営者、管理職等を対象に、職員育成方法、労務管理方法等の人材マネジメントスキル向上を目的とした①経営者意識改革、②管理者・中間管理者、③人事担当者向け採用戦略セミナーを開催する。

施設・事業所の就業環境の改善における先行事例の提供とスキル習得の支援を行う。

イ 優良法人の認証及びコンサルティングの実施事業

(ア) 目的

この事業は、「魅力ある福祉・介護の職場宣言」制度に基づき、優良法人を認証し、公表することで、各職場環境の改善及び、福祉・介護業界全体のイメージアップにつなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

働きやすさと利用者へのサービスの質の向上に積極的に取り組む法人を、「魅力ある福祉・介護の職場宣言」法人として認証し、広く求職者や県民に情報発信する。

「業界の常識として」スタンダード認証法人を、「業界の牽引役」としてプラチナ認証法人を認証し、優良法人としてアピールするほか、業界全体のイメージアップに寄与する取組等を支援・促進する。

## ウ 福祉・介護職場の合同入職式開催事業

### (ア) 目的

この事業は、福祉・介護職に新たに就職した従事者を激励するとともに、職場を超えた仲間（同期）との絆を深め、仕事に向かう意欲を高めてもらうことにより、福祉・介護職場の定着促進やイメージアップを図ることを目的とする。

### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

### (ウ) 事業内容

福祉・介護事業所に新たに入職した従事者を対象に合同入職式を開催し、知事からメッセージカードを授与する。

また、年3回の研修を通じて、同期としての仲間意識を高め、悩みを相談し、励まし合える関係づくりを築くことにより、福祉・介護人材の育成・定着を図る。

## エ 介護テクノロジー導入支援事業

### (ア) 目的

この事業は、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策としてICT機器や介護ロボットの導入支援を行うことを目的とする。

### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島ブロック、広島県介護福祉士養成施設協会とする。

### (ウ) 事業内容

ICT機器や介護ロボットの魅力を施設・事業所に周知するため、県内各地で説明会を開催するとともに、厚生労働省が示した補助要件等によりICT・介護ロボットの導入支援を行う。

また、県内事業所へのICT機器や介護ロボットの導入を促進するため、先進事例の紹介や機器の体験会など活用方法の理解を深める研修・シンポジウムを開催する。

## オ 介護生産性向上推進総合事業

### (ア) 目的

この事業は、介護現場の生産性向上や人材確保の取組推進のため、介護生産性向上総合相談センターを設置し、介護事業者の相談を一元的に受け付け、支援先につなぐなど、支援を行うことを目的とする。

### (イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、この事業の実施主体は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会とする。

### (ウ) 事業内容

介護現場革新会議を開催し、介護生産性向上の取組に関する研修会の開催や有識者の派遣、相談対応、介護ロボット等の機器展示・試用貸出等を行う。

また、介護生産性向上の取組を促進するため、先進事例の紹介など、理解を深める研修を開催する。

## (11) 介護福祉士修学資金等貸付事業

### ア 目的

この事業は、介護分野への就職を予定している者に対して支援金の貸付を行うことにより、幅広く新たな介護人材を確保することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

ウ 事業内容

(ア) 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費について、返済免除付きの支援金の貸付を行う。

(イ) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行う。

(12) 「通いの場」交流大会・リーダー交流会推進事業

ア 目的

この事業は、交流会等を実施することにより、リーダーや参加者のモチベーションを維持・向上させ、通いの場等の継続支援をすることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

(ア) フレイル等に関する知識を提供することを目的とした研修会を開催する。

(イ) モチベーション維持・向上のため、リーダーや参加者等が意見交換会等を開催する。

6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(1) 勤務医の働き方改革推進事業

ア 地域医療勤務環境改善体制整備事業

(ア) 目的

この事業は、2024年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始され、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、多職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和6年10月8日一部改正、厚生労働省医政発1008第2号）の別記3のIの2（1）対象医療機関の要件を満たす医療機関とする。ただし、交付要件にある「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は除く。

(ウ) 事業内容

「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する。

イ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

(ア) 目的

この事業は、2024年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始され、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、

必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働き甲斐のある職場づくりに向けて、他職種を含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和6年10月8日一部改正、厚生労働省医政発1008第2号）の別記3のⅡの2（1）対象医療機関の要件を満たす医療機関とする。ただし、交付要件にある「年の時間外・休日労働が960時間を超える恐れがある医師を雇用している医療機関」は除く。

(ウ) 事業内容

「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する。

ウ 勤務環境改善医師派遣等推進事業

(ア) 目的

この事業は、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行うことにより、長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和6年10月8日一部改正、厚生労働省医政発1008第2号）の別記3のⅢの2（1）対象医療機関の要件を満たす医療機関とする。ただし、交付要件にある「年の時間外・休日労働が960時間を超える恐れがある医師を雇用している医療機関」は除き、地域の医療機関ネットワーク関連病院を加える。

(ウ) 事業内容

派遣受け入れ医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業。なお、対象事業は都道府県が地域医療対策協議会等における議論を踏まえ、医師派遣等を行う事業であることが望ましい。

(雑則)

第3条 この要綱に基づく事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 16 日から施行し、令和 5 年 3 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。